

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月9日（平成30年（行情）諮問第183号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第471号）

事件名：特定年度就労支援促進計画の実績評価の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年度就労支援促進計画の実績評価及び平成28年度就労支援促進計画の提出について（依頼）」（平成28年4月15日付事務連絡，厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長）によって各自治体から集約した就労支援促進計画及び実績評価の電子データ（各自治体のデータを一覧できるように入力したもの）の内，平成27年度就労支援促進計画の実績評価（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年12月27日付け厚生労働省発社援1227第1号により，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 数が10人未満の項目について個人を特定できないが公表することによって個人の利益を侵害するおそれがあるとして法5条1号後段の不開示情報にあたとされた。しかし，個人を特定できないが公開することによって権利利益を侵害するおそれが高いのであれば，10人以上であろうとなかろうと権利利益を侵害するおそれが高いはずである。10人以上については法5条1号後段の非開示情報でないため開示しており，10人未満についても同様に開示がされるべきである。

イ 不開示となった情報は生活保護を受ける者に関する情報である。逆に被保護者であることを知らなければ，事業対象者の数が少なかっ

たからとしても個人の特定は難しい。被保護者は稼働能力活用や就労などを通じた保護離脱・自立を目指すものとされているし、保護実施機関は就労支援を行うものとされている。ある者が保護を受けているという情報を知り得る関係者であれば、当該被保護者が事業対象者で、事業参加者数、達成者であり得ることは、保護を受けていることにもなって容易に想像し得るものである。非開示となった情報が知られたとしても権利利益が侵害されるとはいえない。

また、そもそも被保護者が保護を受けているという事実は、それが当事者及び保護実施機関など関係機関に知られると社会の偏見などにより被保護者の権利利益を侵害するおそれが高く、嚴重に保護されている情報であり、非開示情報が開示されたとしてもこの事情に変更はない。

以上、法5条1号後段の不開示情報に該当しないことは明白なので非開示部分の開示を求めて審査請求を行う。

(2) 意見書

諮問庁は当該自治体の事業対象者数、事業参加者数又は達成者数が10人未満である自治体における当該事業の事業対象者数、参加者数に対する事業参加率、被保護者数に対する事業参加率、達成者数、達成率及び保護費削減額をこれらにおいて個人を識別し得るとして不開示としている。

そもそもこれらの数字から元の参加状況などは理論的に再現することはできない。

また諮問庁は例の説明で、被保護者就労準備支援事業の参加者が少なければ事業の参加者から生活保護受給者であることが分かり、他の参加者も生活保護受給者であることが明らかになるおそれがある旨説明する。そもそも被保護者就労準備支援事業の対象者は被保護者であり、すなわち生活保護受給者である。当該事業の参加者は生活保護受給者であることは明白であり、この説明は意味不明である。

なお、諮問庁の例の説明の趣旨は、10人以下なら参加者が少ないので、その特定が容易であると主張するものであるなら、そもそも数字の開示によって特定の者が生活保護受給者であることや当該事業への参加することを何故把握できるのかという疑問への答えが必要である。ある者が当該事業に参加しているかどうかは、事業の現場で参加を確認するか、参加者から話を聞くか、主催者などから参加状況を把握することがなければ、できない。参加者の合計数などから把握できるというのであれば諮問庁は、それを示すべきである。

その点にかかわって、審査請求人の主張に対して、意図せず生活保護受給者であるということを知られるおそれがあることを指摘し、審査請

求人主張を失当だとするが、そもそも数字が開示されたからといって、ある者が生活保護受給者であることを前述のように知ることはできないのである。審査請求人も諮問庁が言うとおりの医療券の目撃等によって意図せず生活保護受給者であることを知られることを否定しないが、開示請求を行った数字の開示によって、ある者が生活保護受給者であることを知ることは不可能であり、ましてや被保護者就労準備支援事業に参加したか否かを知ることは不可能であり、諮問庁の反論は失当だと考えている。この点にかかわって、審査請求書で審査請求人は「被保護者であることを知られなければ、事業対象者の数が少なかったからとしても個人の特定は難しい。」と生活保護受給者であることを知っていれば、開示された情報から個人の特定ができるかのごとく主張したが、審査請求人の考えは前述のとおりであり、これは撤回する。

ある者が当該事業に参加した事実を把握できるならば、開示を求めた数字を把握しているか否かにかかわらず、ある者が生活保護受給者であると認識できるのである。この点で諮問庁の理由は失当である。

諮問庁からは、10人以下の場合が何故公表できないのかということの疎明がない。10人以下であろうとなかろうと数字から、ある者が生活保護受給者であることや被保護者就労準備支援事業の参加者であることを把握することは不可能と考えているが、10人以下ならできるといふのであればその理由を示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年11月27日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、次の行政文書に係る開示請求を行った。

① 「平成27年度就労支援促進計画の提出について（依頼）」（平成27年4月17日付事務連絡、厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長）によって各自治体から集約した就労支援促進計画の電子データ（各自治体のデータを一覧できるように入力したもの）

② 「平成27年度就労支援促進計画の実績評価及び平成28年度就労支援促進計画の提出について（依頼）」（平成28年4月15日付事務連絡、厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長）によって各自治体から集約した就労支援促進計画及び実績評価の電子データ（各自治体のデータを一覧できるように入力したもの）の内、平成27年度就労支援促進計画の実績評価

③ 上記②の事務連絡によって収集した就労支援促進計画等について集計し、とりまとめたもの（電子データ）

(2) これに対して、処分庁が平成29年12月27日付け厚生労働省発社

援1227第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者が上記（1）②の平成27年度就労支援促進計画の実績評価のうち事業対象者数、事業参加者数、達成者数等の数値が10人未満の自治体に係る項目の一部について不開示となったことを不服として、平成30年1月5日付け（同月9日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法5条1号の規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

（1）本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成27年度及び平成28年度の就労支援促進計画及び平成27年度就労支援促進計画の実績について、各自治体から提出されたデータ等」に関して行われたものである。

処分庁においては、各福祉事務所設置自治体（都道府県、指定都市、中核市）から、平成27年度及び平成28年度の生活保護受給者の就労支援事業への参加者数、就労・増収に繋がった者の数などの事業への参加計画者数に係るデータや、平成27年度の生活保護受給者の就労支援事業への参加者数、就労・増収に繋がった者の数などの事業の実施結果に係るデータを提出されており、それらを取りまとめたものが記載されている文書を本件対象行政文書と特定した。

（2）不開示情報該当性について（法5条1号該当性）

ア 平成27年度就労支援促進計画実績値（1）

原処分において不開示とした部分は、生活保護受給者に対する就労支援事業の事業対象者数、事業参加者数又は達成者数が10人未満である自治体における当該事業の事業対象者数、参加者数に対する事業参加率、被保護者数に対する事業参加率、達成者数、達成率及び保護費削減額である。

生活保護受給者が当該事業に参加が可能であるかという情報や事業に参加した結果として就労・増収に繋がった、または就労に至らなかったという情報は個人に関する情報であって、生活保護受給者にとっては他者に知られたくない情報であるところ、対象者数が少ない自治体や参加人数が少ない事業においては、特定の個人を識別されるおそれがある。

例えば、特定の個人が、生活保護を受給していることを知っている者にとって、被保護者就労準備支援事業の参加人数が少ない場合は、事業の参加者から生活保護受給者の参加する事業であることが分かり、他の参加者も生活保護受給者であることが明らかになるおそれがある。

以上のことから、原処分で不開示とした情報は、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 平成27年度就労支援促進計画実績値(2)

原処分において不開示とした部分は、生活保護受給者への就労支援事業に参加した者のうち、就労又は増収したことにより生活保護廃止となった者の数が10人未満であった自治体の保護廃止者数と事業参加者数に対する保護廃止者数の割合である。

これらの情報も、上記アと同様の理由で、生活保護が廃止となった者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができる。

また、廃止となったことで、就労、増収したことが容易に推定できることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれもあると考えられ、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

ウ 平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳②)

原処分において不開示とした部分は、生活保護受給者への就労支援事業に参加した者の事業ごとにおける内訳の人数が、各事業欄中に1箇所以上、10人未満であった自治体の事業参加者数である。

これらの情報も上記アと同様の理由で、各就労支援事業における参加者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

エ 平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳③ア)

原処分において不開示とした部分は、上記ウで不開示とした自治体と同じ自治体の数値である。

当該部分は、上記アの生活保護受給者への就労支援事業の対象者数に対する参加者数(上記ウ)の割合である。

事業対象者数が10人以上の各自治体の事業対象者数は公開されていることから、割合が開示されると各事業の事業参加者数が分かってしまうため、上記ウと同様の理由で、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

オ 平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳③イ)

原処分において不開示とした部分は、上記ウで不開示とした自治体と同じ自治体の数値である。

当該部分は、上記アの被保護者数に対する参加者数(上記ウ)の割

合である。

各自治体それぞれの被保護者数は開示されていることから、割合が開示されると各事業の事業参加者数が分かってしまうため、上記ウと同様の理由で、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

カ 平成27年度就労支援促進計画実績値（内訳④）

当該部分は、上記アの達成者数の事業ごとの内訳である。

原処分において不開示とした部分は、生活保護受給者への就労支援事業に参加した者のうち、就労又は増収した者（就労、増収したことにより生活保護廃止となった者を含む）の数が各事業欄中に1箇所以上、10人未満であった自治体の達成者の事業ごとの内訳の数である。

これらの情報も、上記アと同様の理由で、被保護者就労支援事業に参加したことにより就労・増収となった者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

キ 平成27年度就労支援促進計画実績値（内訳⑤）

原処分において不開示とした部分は、上記カで不開示とした自治体と同じ自治体の数値である。

当該部分は、生活保護受給者への就労支援事業の参加者数（上記ウの数値）に対する達成者数（上記カの数値）の割合である。

各就労支援事業の参加者数が10人以上の自治体ではそれぞれの就労支援事業の参加者数が公開されていることから、割合が開示されると達成者数が分かってしまうため、上記カで不開示とした自治体と同じ自治体を不開示としている。

以上のことから、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

ク 平成27年度就労支援促進計画実績値（内訳⑥）

原処分において不開示とした部分は、上記カで不開示とした自治体と同じ自治体の数値である。

当該部分は、生活保護受給者への就労支援事業の実施により、就労又は増収したことにより削減された生活保護費の額の内訳であり、上記カの達成者による削減額が記載されている。

これらの情報も、上記アと同様の理由で、達成者の数が少ない事業においては、削減額がある程度推定できることから、就労又は増収による収入の増加額が推定できるおそれがある。

したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にするこ

とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと考えられ、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

ケ 平成27年度就労支援促進計画実績値（内訳⑦）

当該部分は、上記イの生活保護受給者の保護廃止者数の内訳である。

原処分において不開示とした部分は、生活保護受給者への就労支援事業に参加した者のうち、就労又は増収したことにより生活保護廃止となった者の数が各事業欄中に1箇所以上、10人未満であった自治体の保護廃止者の内訳の数である。

これらの情報も、上記アと同様の理由で、生活保護が廃止となった者の数が少ない自治体においては、特定の個人を識別することができること、また、廃止となったことで、就労、増収したことが容易に推定できることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれもあるものと考えられ、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

コ 平成27年度就労支援促進計画実績値（内訳⑧）

原処分において不開示とした部分は、上記ケで不開示とした自治体と同じ自治体の数値である。

当該部分は、上記ウの生活保護受給者の各事業参加者数に対する保護廃止者数（上記ケの数値）の割合である。

各事業参加者数が10人以上の自治体では、それぞれの事業の参加者数が開示されていることから、割合が開示されると廃止者数が分かってしまうため上記ケで不開示とした自治体と同じ自治体を不開示としている。

以上のことから、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

サ 平成27年度就労支援促進計画実績値（内訳 事業に参加していない者）

原処分において不開示とした部分は、生活保護受給者への就労支援事業に参加していない者の内訳の人数が、各事業欄中に1箇所以上、10人未満であった自治体の事業に参加していない者の数、参加しない理由である。

上記アと同様の理由で、就労支援事業に参加していない者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができること、また、参加しない理由については、個人の事情によるものであり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまで

のいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書の中で、10人未満の数値についても10人以上の数値と同様に開示すべきとしているが、これに対する諮問庁の説明は上記(2)のとおりである。

また、生活保護受給者であるかどうかという情報について、審査請求書に記載されている「嚴重に保護されている情報」ということは原則であるが、しかし、「地方自治体職員による訪問」、「医療機関における医療券の提出」などを他者から目撃される等により、本人の意図しない者にまで受給者であるという情報を知らせるおそれもあり、この点においても請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、対象となる行政文書については、原処分を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年4月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月19日 | 審議 |
| ④ 同年5月15日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年6月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年9月6日 | 審議 |
| ⑦ 平成31年3月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書6を特定し、文書1及び文書3を全部開示し、文書2の一部を法5条1号に該当するとして不開示とし、その余の文書については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、文書2（本件対象文書）において不開示とされた部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持して当該部分は不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、都道府県、指定都市及び中核市から提出された生活

保護受給者を対象とした就労支援事業の平成27年度の実績を厚生労働省において一覧表形式で取りまとめたものであり、以下の11種類の標題の一覧表で構成されている。

平成27年度就労支援促進計画実績値(1)

平成27年度就労支援促進計画実績値(2)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳②)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳③ア)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳③イ)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳④)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳⑤)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳⑥)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳⑦)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳⑧)

平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳 事業に参加していない者)

(2) 平成27年度就労支援促進計画実績値(1)について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、「番号」、「都道府県名」及び「自治体名」の各欄(以下、併せて「自治体名等欄」という。)並びに「被保護者数」、「①事業対象者数」、「②事業参加者数(合計)」、「③ア事業参加率(②/①)」、「③イ事業参加率(②/被保護者数)」、「④達成者数(合計)」、「⑤達成率(④/②)」及び「⑥保護費削減額(合計)」の各欄で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、「①事業対象者数」欄の数値が10未満(0を含む。以下同じ。)の場合に、当該欄を不開示とし、「②事業参加者数(合計)」欄の数値が10未満の場合に、当該欄並びに「③ア事業参加率(②/①)」欄及び「③イ事業参加率(②/被保護者数)」欄を不開示とし、「④達成者数(合計)」欄の数値が10未満の場合に、当該欄並びに「⑤達成率(④/②)」欄及び「⑥保護費削減額(合計)」欄を不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2)。以下同じ。)において、生活保護受給者が当該事業に参加が可能であるかという情報や事業に参加した結果として就労・増収につながった、または就労に至らなかったという情報は個人に関する情報であって、生活保護受給者にとっては他者に知られたくない情報であるところ、対象者数が少ない自治体や参加人数が少ない事業においては、特定の個人を識別されるおそれがある旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討

する。

(ア) 「①事業対象者数」欄，「②事業参加者数（合計）」欄及び「④達成者数（合計）」欄について

諮問庁から，「就労支援促進計画の策定について（平成27年3月31日社援保発0331第22号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」の提示を受け確認したところ，「事業対象者数」とは，「保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学，傷病，障害等のため，就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお，現に就労している被保護者も含む。）の数」であり，「事業参加者数（合計）」とは，「福祉事務所との連携により公共職業安定所において就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業，被保護者の就労に関する相談・助言，求職活動への支援等を行う被保護者就労支援事業等に参加した者の数」であり，「達成者数（合計）」とは，「事業参加者のうち，就労した者及び増収となった者（就労・増収により生活保護を廃止した者を含む。）の数」である。

諮問庁は，当該部分を公にすると特定の個人を識別されるおそれがある旨説明するが，当該部分は0ないし9の数値のみであり，市町村ごとにこれを公にしても特定の個人を識別することができることは認められないことから，当該部分は，法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができるものに該当するとは認められない。

また，当該部分を公にしても，生活保護受給者の関係者が，特定の者の詳細な保護の状況及び生活保護受給者を対象とする事業対象者の要件の有無まで知り得るとは認められないこと，さらに，公共職業安定所を利用する事業に参加している生活保護受給者と，事業参加者以外で公共職業安定所を利用している者とを外形的に区別することはできないこと，加えて，事業に参加したことにより就労・増収等の結果が得られたことを推認できるとは認められないことから，当該部分は，法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとも認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当せず，開示すべきである。

(イ) 「③ア事業参加率（②／①）」欄，「③イ事業参加率（②／被保護者数）」欄及び「⑤達成率（④／②）」欄について

当該部分は，事業対象者数に対する事業参加者数の割合，被保護者数に対する事業参加者数の割合及び事業対象者数に対する達成者

数の割合であり、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができるものに該当するとは認められない。

また、当該部分は、上記（ア）後段と同様の理由により、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

（ウ）「⑥保護費削減額（合計）」欄について

当該部分は、生活保護受給者が、事業を達成したことにより収入が増減したことに伴う行政側の保護費削減額であり、個人の収入額に関連はするものの、生活保護費を含む個人の収入額そのものではないため、個人に関する情報であるとは認められないことから、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

（3）平成27年度就労支援促進計画実績値（2）について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄、「⑦保護廃止者数（合計）」、「⑧廃止率⑦／②」、「⑨計画期間終了後のその他の世帯数」及び「就労支援事業等に参加していない者」の各欄で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、「⑦保護廃止者数（合計）」欄の数値が10未満の場合に当該欄及び「⑧廃止率⑦／②」欄を不開示とし、「⑨計画期間終了後のその他の世帯数」欄及び「就労支援事業等に参加していない者」欄の数値が10未満の場合に当該欄を不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、上記（2）イと同様の理由により、生活保護が廃止となった者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができ、また、廃止となったことで、就労、増収したことが容易に推定できることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれもある旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

（ア）「⑦保護廃止者数（合計）」欄及び「就労支援事業等に参加していない者」欄について

「⑦保護廃止者数（合計）」とは、就労又は増収したことにより生活保護廃止となる者の数であり、「就労支援事業等に参加していない者」とは、何らかの事情により就労支援事業等に参加していない者の数であり、保護廃止者数、事業に参加していない者数に係る

0ないし9の数値のみであり、上記(2)ウ(ア)と同様の理由により、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 「⑧廃止率⑦／②」欄について

当該部分は、事業参加者数に対する保護廃止者数の割合であり、上記(2)ウ(イ)と同様の理由により、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 「⑨計画期間終了後のその他の世帯数」欄について

当該部分は、事業の計画期間終了後における事業達成者等を除いた世帯の数であり、これを公にしても、特定の個人を識別することはできない上、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められないことから、上記(2)ウ(ア)と同様の理由により、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(4) 平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳②)について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄、「②事業参加者数(合計)」の内訳である「生活保護受給者等就労自立促進事業」、「被保護者就労支援事業」、「被保護者就労準備支援事業」及び「その他の就労支援事業(合計)」の各欄(以下、併せて「内訳欄1」という。)並びに「その他の就労支援事業(合計)」の内訳である「求職者支援制度」、「ハローワーク等が実施している労働施策」、「障害者に対する就労支援事業」、「母子家庭向けの就労支援事業」、「自治体独自の就労支援事業」及び「その他の就労支援事業」の各欄(以下、併せて「内訳欄2」という。)で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、自治体ごとに、内訳欄1の各欄のいずれか一つの数値が10未満の場合、当該各欄全てを不開示とし、また、自治体ごとに、内訳欄2の各欄のいずれか一つの数値が10未満の場合、当該各欄全てを不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、上記(2)イと同様の理由により、各就労支援事業における参加者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができる旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

当該部分は、個別の事業ごとの事業参加者数であり、上記(2)ウ(ア)と同様の理由により、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(5) 平成27年度就労支援促進計画実績値(内訳③ア)について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄並びに「③ア事業参加率（②／①）」の内訳である内訳欄 1 及び内訳欄 2 で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、上記（４）において不開示とした部分と同じ部分を不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、事業対象者数が 10 人以上の各自治体の事業対象者数は公開されていることから、割合が開示されると各事業の事業参加者数が分かってしまうため、各就労支援事業における参加者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができる旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

当該部分は、個別の事業ごとの事業対象者数に対する事業参加者数の割合であり、上記（２）ウ（イ）と同様の理由により、法 5 条 1 号に該当せず、開示すべきである。

（６）平成 27 年度就労支援促進計画実績値（内訳③イ）について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄及び「③イ事業参加率（②／被保護者数）」の内訳である内訳欄 1 で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、上記（４）において不開示とした部分と同じ部分を不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、各自治体の被保護者数は公開されていることから、割合が開示されると各事業の事業参加者数が分かってしまうため、各就労支援事業における参加者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができる旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

当該部分は、個別の事業ごとの被保護者数に対する事業参加者数の割合であり、上記（２）ウ（イ）と同様の理由により、法 5 条 1 号に該当せず、開示すべきである。

（７）平成 27 年度就労支援促進計画実績値（内訳④）について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄並びに「④達成者数（合計）」の内訳である内訳欄 1 及び内訳欄 2 で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、自治体ごとに、内訳欄 1 の各欄のいずれか一つの数値が 10 未満の場合、当該各欄全てを不開示とし、また、自治体ごとに、内訳欄 2 の各欄のいずれか一つの数値が 10 未

満の場合、当該各欄全てを不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、上記（２）イと同様の理由により、被保護者就労支援事業に参加したことにより就労・増収となった者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができる旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

当該部分は、個別の事業ごとの達成者数であり、上記（２）ウ（ア）と同様の理由により、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

（８）平成２７年度就労支援促進計画実績値（内訳⑤）について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄並びに「⑤達成率（④／②）」の内訳である内訳欄１及び内訳欄２で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、上記（７）において不開示とした部分と同じ部分を不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、各就労支援事業の参加者数が１０人以上の自治体ではそれぞれの就労支援事業の参加者数が公開されていることから、割合が開示されると各事業の達成者数が分かってしまうため、各就労支援事業における達成者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができる旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

当該部分は、個別の事業ごとの事業参加者数に対する達成者数の割合であり、上記（２）ウ（イ）と同様の理由により、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

（９）平成２７年度就労支援促進計画実績値（内訳⑥）について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄及び「⑥保護費削減額（合計）」の内訳である内訳欄１で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、上記（７）において不開示とした部分と同じ部分を不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、達成者の数が少ない事業においては、削減額がある程度推定できることから、就労又は増収による収入の増加額が推定できるおそれがあり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

当該部分は、生活保護受給者が、事業を達成したことにより収入が増減したことに伴う行政側の個別の事業ごとの保護費削減額であり、上記（２）ウ（ウ）と同様の理由により、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

（１０）平成２７年度就労支援促進計画実績値（内訳⑦）について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄並びに「⑦保護廃止者数（合計）」の内訳である内訳欄１及び内訳欄２で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、自治体ごとに、内訳欄１の各欄のいずれか一つの数値が１０未満の場合、当該各欄全てを不開示とし、また、自治体ごとに、内訳欄２の各欄のいずれか一つの数値が１０未満の場合、当該各欄全てを不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、生活保護が廃止となった者の数が少ない自治体においては、特定の個人を識別することができること、また、廃止となったことで、就労、増収したことが容易に推定できることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれもある旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

当該部分は、個別の事業ごとの保護廃止者数であり、上記（２）ウ（ア）と同様の理由により、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

（１１）平成２７年度就労支援促進計画実績値（内訳⑧）について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄並びに「⑧廃止率（⑦／②）」の内訳である内訳欄１及び内訳欄２で構成され、数値等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、上記（１０）において不開示とした部分と同じ部分を不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、各就労支援事業の参加者数が１０人以上の自治体ではそれぞれの就労支援事業の参加者数が公開されていることから、割合が開示されると廃止者数が分かってしまうため、各就労支援事業における廃止者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができる旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討

する。

当該部分は、個別の事業ごとの事業参加者数に対する保護廃止者数の割合であり、上記（２）ウ（イ）と同様の理由により、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

（１２）平成２７年度就労支援促進計画実績値（内訳 事業に参加していない者）について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、自治体名等欄並びに「就労支援事業等に参加していない者」の内訳である「就労中」、「求職活動中」、「事業に空きがない等により参加できない」、「稼働能力を失った」、「その他」、「その他１（具体）」、「その他２（具体）」及び「就労中の者の割合」の各欄で構成され、数値や就労支援事業に参加しなかった具体的な理由等が記載されていることが認められる。

処分庁は、原処分において、自治体ごとに、「就労中」、「求職活動中」、「事業に空きがない等により参加できない」、「稼働能力を失った」及び「その他」の各欄のいずれか一つの数値が１０未満の場合、当該欄及び「就労中の者の割合」欄の全てを不開示とし、また、「その他１（具体）」及び「その他２（具体）」の各欄の全てを不開示とし、その余の部分は開示している。

イ 諮問庁は、理由説明書において、不開示部分について、就労支援事業に参加していない者の数が少ない事業においては、特定の個人を識別することができること、また、参加しない理由については、個人の事情によるものであり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある旨説明する。

ウ 以下、「被保護者数」欄が空欄の自治体を除く自治体について検討する。

（ア）「就労中」、「求職活動中」、「事業に空きがない等により参加できない」、「稼働能力を失った」及び「その他」の各欄について
当該部分は、個別の理由ごとの就労支援事業等に参加していない者の数であり、上記（２）ウ（ア）と同様の理由により、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

（イ）「就労中の者の割合」欄について

当該部分は、就労支援事業等に参加していない者数に対する就労中の者数の割合であり、上記（２）ウ（イ）と同様の理由により、法５条１号に該当せず、開示すべきである。

（ウ）「その他１（具体）」及び「その他２（具体）」の各欄について
当該部分には、就労支援事業等に参加しなかった具体的な理由が記載されており、この情報は、通常人に知られたくない機微な情報

であり、当該情報が関係者等に知られることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められることから、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、当該部分のうち空欄部分については、権利利益を保護すべき対象者が存在しないことから、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

- (13) 上記(2)ないし(12)のうち、「被保護者数」欄が空欄の自治体について

「被保護者数」欄が空欄の自治体については、「被保護者数」の入力が行われていないことから、上記(2)ないし(12)の不開示部分には、形式的に数字が記載されているにすぎず、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

1 開示を請求する行政文書の名称等

- (1) 「平成27年度就労支援促進計画の提出について（依頼）」（平成27年4月17日付事務連絡，厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長）によって各自治体から就労支援促進計画の提出を求めているが，この個票を集約した電子データ（各自治体のデータを一覧できるように入力したもの）
- (2) 同事務連絡によって収集した就労支援促進計画等について集計し，とりまとめたもの（電子データ）
- (3) H28. 4. 15事務連絡「平成27年度就労支援促進計画の実績評価及び平成28年度就労支援促進計画の提出について」によるデータ

2 本件開示請求の対象として特定した文書

文書1 「平成27年度就労支援促進計画の提出について（依頼）」（平成27年4月17日付事務連絡，厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長）によって各自治体から集約した就労支援促進計画の電子データ（各自治体のデータを一覧できるように入力したもの）

文書2 「平成27年度就労支援促進計画の実績評価及び平成28年度就労支援促進計画の提出について（依頼）」（平成28年4月15日付事務連絡，厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長）によって各自治体から集約した就労支援促進計画及び実績評価の電子データ（各自治体のデータを一覧できるように入力したもの）の内，平成27年度就労支援促進計画の実績評価

文書3 「平成27年度就労支援促進計画の実績評価及び平成28年度就労支援促進計画の提出について（依頼）」（平成28年4月15日付事務連絡，厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長）によって収集した就労支援促進計画等について集計し，とりまとめたもの（電子データ）

文書4 「平成27年度就労支援促進計画の提出について（依頼）」によって収集した就労支援促進計画等について集計し，とりまとめたもの

文書5 「平成28年度就労支援促進計画の提出について」によって提出した個票を集約した電子データを取りまとめたデータ

文書6 「平成28年度就労支援促進計画の提出について」によって収集した就労支援促進計画等について集計し，とりまとめたもの

別紙 2

平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (1) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (2) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳②) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳③ア) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳③イ) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳④) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳⑤) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳⑥) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳⑦) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳⑧) の不開示部分全て
平成 27 年度就労支援促進計画実績値 (内訳 事業に参加していない者) の
不開示部分のうち、「就労中」、「求職活動中」、「事業に空きがない等によ
り参加できない」、「稼働能力を失った」、「その他」及び「就労中の者の割
合」の各欄全て並びに「その他 1 (具体)」欄及び「その他 2 (具体)」欄の
空欄部分